

志木ニュータウン中央の森参番街ホームページガイドライン

2022/11/6 改訂

2022/5/8 参番街管理組合

志木ニュータウン中央の森参番街（以下「参番街」という。）ホームページ（以下「HP」という。）は参番街管理組合（以下管理組合という。）HP と参番街町内会（以下「町内会」という。）HP により構成されている。その共通の掲載基準及び運営基準は以下の通りとする。

共通掲載基準

参番街 HP は参番街管理規約、参番街町内会規約に準拠して夫々の総会、役員会、各種専門委員会等の会議録や広報誌等を主に掲載する。他に管理組合理事会、町内会役員会等が主催又は協賛する催事等の計画、実施記録等を必要に応じて掲載する。具体的掲載については管理組合理事会、町内会役員会及び管理組合情報管理専門委員会等で決める。

掲載は一般公衆回線を利用して行うものであって、誰もがアクセスして閲覧出来るものであるから理事会、町内会、各種専門委員会等で一般公開が適切でない判断したものについてはパスワードによる保護を行う。また、改竄不可で検索可能な様式のファイル形式での掲載とし、HP の特性を生かして特定のデータの検索や引用が可能なものとする。また読者からの問い合わせ、住民の声の投稿も可能として管理組合、町内会からの一方的な掲載とならないよう留意する。またポータルサイトはマンネリ化を避けるため視覚・聴覚的に魅力あるようデザインや写真、音楽等も随時取り入れ更新する。更に災害、時事話題、地域生活情報等や PC 操作方法等についても適宜掲載する。

もし政治、経済、文化分野で相対する主義主張があったときはその双方を掲載して住民の判断を仰ぎ、政治については不偏不党を、経済については主義を越え、宗教等も教義宗派等を問わず、あらゆる文化活動による生成物も掲載可能とする。管理組合と町内会の HP である事を念頭にそれにふさわしい内容のものとし、個人攻撃や公序良俗に反したものは掲載しないこととする。

掲載は基本的に以下に掲げる「サイトポリシー」に則って、掲載依頼者からの要求に沿って可及的速やかに掲載する。掲載依頼者は理事会、町内会等での審議を経て HP に掲載可能な様式で掲載を依頼するものとする。掲載期間や削除時期等についても理事会、町内会等での審議を経て行う。具体的な掲載データは HP に掲載可能な様式、形式のものに限り、ファイル形式は可能な限り Searchable PDF（サーチャブル PDF）ファイル等のようにテキストデータとしてワードで検索可能なものとする。ファイルの大きさも「管理組合 HP システム」や「町内会 HP システム」のシステム仕様書に定めたものとする。

参番街 HP 掲載による情報のセキュリティについては別途「情報セキュリティーガイドライン」を設け、そのガイドラインに沿って HP 情報のセキュリティを図る。

1-1.管理組合 HP サイトポリシー

基本サイトポリシー

管理組合 HP は、参番街の地域環境の向上維持の為に住民の皆さんと正確でタイムリーな情報を共有し認識を深めることが重要なことであると考えます。またほぼ毎年入れ替わる管理組合役員間での業務の継続やその作業負担の軽減化に情報技術の活用を図る為に本 HP を設ける。本 HP は最小の費用で運営するため HP の開発・維持・運用（これを行う者を以下「HP 管理人」という。）はボランティアとし、企業広告の入る「Web スペース」や「問い合わせサイト」等も利活用している。当サイトを閲覧時には以下の各項目の条件に同意の上利用するものとする。

著作権

管理組合 HP に掲載されている情報の特許権・著作権・商標権その他一切の知的財産権は、特段の記載がない限り管理組合が保有します。

個人的な使用に関しては第三者が閲覧可能な環境に流用されない、または商業的な目的で利用されない前提において表示、複製、印刷、ダウンロードを認めるものとします。また、第三者が保有する特許権・著作権・商標権その他知的財産権については、それぞれの権利者の指定する使用条件・許諾条件に従うものとする。

免責事項

管理組合 HP の内容についての誤り、管理組合 HP に掲載された情報に基づいて被ったたいかなる損害、管理組合 HP にリンクしているいかなるウェブサイトの内容についても、管理組合は一切責任を負わない。また、予告なしに管理組合 HP の情報を変更することがあります。また、管理組合 HP の運営を中断または中止することがありますので、中断または中止によって生じるいかなる損害についても管理組合は責任を負いません。

個人情報の取扱いについて

管理組合は個人情報の保護に関する法律「平成 29 年 5 月 30 日施行」の基本理念に沿い管理組合員の個人情報の保護を行う。管理組合 HP の個人情報保護方針については、「参番街 HP 個人情報保護方針」の箇所に記載されているものに準拠しています。管理組合 HP では個人情報は可能な限りパスワードにより外部に漏洩しない設計にしているがパスワードを取得したものが故意にまたは管理組合の個人情報保護方針に対して不作為の為に個人情報が漏洩した場合には、管理組合や HP 管理人は一切の責任を負いません。また、パスワードは定期的に変更します。

保証、及び責任制限

管理組合 HP の利用は、読者の責任において行われるものとする。管理組合 HP 及び管理組合 HP にリンクが設定されている他の Web サイトから取得された各種情報の利用によって生じたあらゆる損害に関して、管理組合は一切の責任を負いません。

パスワードの管理と運用

管理組合 HP は一般に公開のサイトを除き、パスワードが無ければ閲覧できません。閲覧パスワードは情報管理専門委員会で管理し、HP 管理人が運用する。

管理組合 HP の利用責任

管理組合 HP へのアクセスはアクセスされた方の自由意志によるものとし、管理組合 HP の利用に関しての責任はアクセスされた方にあるものとします。

1-2. 町内会 HP サイトポリシー

基本サイトポリシー

町内会 HP は、町内会の「魅力ある町内会づくり」の施策としての「見える町内会活動」と町内会役員の負担の軽減を主目的として作成し、その運営は町内会顧問が行う。下記の条件に同意された場合のみ、町内会 HP をご利用ください。

著作権

町内会 HP に掲載されている情報の特許権・著作権・商標権その他一切の知的財産権は、特段の記載がない限り町内会が保有しております。個人的な使用に関しては第三者が閲覧可能な環境に流用されない、または商業的な目的で利用されない前提において、表示、複製、印刷、ダウンロードを認めるものとします。

また、第三者が保有する特許権・著作権・商標権その他知的財産権については、それぞれの権利者の指定する使用条件・許諾条件に従うものとします。

免責事項

町内会 HP の内容についての誤り、町内会 HP に掲載された情報に基づいて被ったいかなる損害、町内会 HP にリンクしているいかなるウェブサイトの内容についても、町内会は一切責任を負いません。また、「地域のお得情報」「耳より情報」「お役立ちサイト」の情報については町内会はその責任を負うものではありません。そこで得られた情報は自己責任でご判断いただき利用されるものとします。

防災情報については、情報源は気象庁・国土交通省であり、志木ニュータウン地区関連のサイトにリンクしたものである。「JESSEA地震科学探査機構」の地震予測は、

大地震の予測で注目されているもので本サイト購読には一定の料金が必要であること、また本予測には賛否が分かれていることからサイトの紹介に留めています。

予告なしに本町内会 HP の情報を変更することがあります。また、町内会 HP の運営を中断または中止することがありますので、中断または中止によって生じるいかなる損害についても町内会は責任を負うものではありません。

個人情報の取扱いについて

町内会 HP 個人情報保護方針については「参番街 HP 個人情報保護方針」の箇所に記載している内容に準拠しています。

保証、及び責任制限

町内会 HP の利用は、読者の責任において行われるものとします。町内会 HP 及び町内会 HP にリンクが設定されている他の Web サイトから取得された各種情報の利用によって生じたあらゆる損害に関して、町内会は一切の責任を負いません。

パスワードの管理と運用

町内会 HP は原則公開のサイトであるが、「役員・編集用頁」だけはパスワードが無ければ閲覧できません。閲覧パスワードは町内会役員会で管理し、HP 管理人が運用する。また、必要に応じて町内会役員会でパスワード保護の範囲を拡大・縮小する。

本 HP の利用責任

町内会 HP へのアクセスはアクセスされた方の自由意志によるものとし、町内会 HP の利用に関しての責任はアクセスされた方にあるものとします。

「参番街 HP 個人情報保護方針」

- 管理組合及び町内会は、会員のプライバシー・個人情報などを保護することは管理組合及び町内会が活動を行う上での責務と考えています。
- 管理組合員及び町内会員から明示された特定の個人を識別できる情報（以下「個人情報」という。）について下記のとおり取り扱うものとします。
- 個人情報とは管理組合員個人及び町内会員個人が識別できる情報のことで氏名、住所、電話番号、メールアドレスなどをいいます。
- 管理組合及び町内会が個人情報を収集する場合は、収集目的を明らかにし、必要な範囲内の個人情報を収集いたします。
- 管理組合及び町内会は取得した個人情報について適切な管理に努めると共に個人情報の漏洩、改ざん、不正な侵入の防止に努めます。
- 管理組合及び町内会は取得した個人情報を次の各項の場合を除いて、原則として第三者に提供、開示いたしません。
 1. 法律上照会権限を有する者から書面による正式な協力要請、照会があった場合
 2. 管理組合員及び町内会員の同意があった場合
 3. 人の生命、身体又は財産の保護のために必要がある場合であって、本人の同意を得ることが困難であるとき
 4. 公衆衛生の向上又は児童の健全な育成の推進のために特に必要がある場合であって、本人の同意を得ることが困難であるとき
 5. 国の機関若しくは地方公共団体又はその委託を受けた者が法令の定める事務を遂行することに対して協力する必要がある場合であって、本人の同意を得ることにより当該事務の遂行に支障を及ぼすおそれがあるとき
- 管理組合員及び町内会員が、ご自身の個人情報について照会、修正などを希望される場合には、管理組合及び町内会が定める方法により組合会員及び町内会員であることが確認できた場合に限り対応させていただきます
- 管理組合及び町内会は、管理組合及び町内会が保有する個人情報に関して適用される日本の法令、その他規範を遵守するとともに、本サイトポリシーの内容を適宜見直し、その改善に努めます

情報セキュリティガイドライン

1. 基本方針

管理組合・町内会は、情報セキュリティ対策として、街区居住者に関わる情報資産を、想定される脅威から保護することの表明を行う。続いて、その脅威から保護するための具体的対策・手続きを明らかにする。方針として、下記の通り、管理組合・町内会の情報セキュリティに対する取組み姿勢を示す。

1) 情報資産の保護

管理組合・町内会は、ホストコンピューター（ホストコンピューターは参番街管理事務所設置のデスクトップパソコンをいう。）、システム等への不正侵入、情報資産の漏えい、改ざん、紛失、破壊、利用の妨害等の脅威が生じないように、十分かつ適切な対策を講じる。

2) 規約、細則の遵守

管理組合・町内会および組合理事・町内会役員等は、管理規約、町内会則その他細則等を理解および遵守する。

3) モニタリング体制の整備

理事会監事・町内会監査は、情報セキュリティ対策が取られていることを確認するため、定期的に業務監査を実施する。

2. 対策基準・手続き等の概要

基本方針で定められた情報セキュリティを確保するために遵守すべき行為や判断などの基準。つまり基本方針を実現するために何をすることが必要があるかを示す。具体的には以下がポイントとなる。

- 情報資産の管理をどのようにおこなうか。
- 情報資産へのアクセスの権限と管理方法。
- 情報資産への管理者の選任と役割。
- インターネット接続によるウィルス感染や外部からの侵入に対しての防御体制。
- それらが正常に機能していることをどのように確認し、維持管理していくか。

3. 対策基準・手続き等情報の詳細

電子化に伴う、情報セキュリティの個別事項は以下の通り。

(領 域)

ホストコンピューターの所定の記憶領域に担当理事・役員等は使用領域を設定して電子データを格納するか、又はパソコン管理者（以下 PC 管理者という。）に委託して行う。ホストコンピューター内のハードディスクと外部補助記憶装置への保存も合わせて行い、且つ定期的に管理事務所以外の場所での保存を行い更新、メンテナンスを行う。

(アクセス権限)

理事長は理事に、町内会長は役員に下記のとおりホストコンピューターへのアクセスついて、アクセス権限（ユーザーID およびパスワード）を付与する。パスワードは随時変更する。変更については、パソコン管理者に指示を行う。

権限付与された担当理事、担当町内会役員は、所管のユーザーID、パスワードを他に漏らしてはならない。

(PC 管理者)

理事長・町内会長はパソコン管理者（以下 PC 管理者という。）を任命する。PC 管理者は理事長・町内会長の指示により、パソコンの動作や安全性に関わるユーザーID、パスワード等の設定・変更を行う。その他、パソコン（デスクトップ型、ノート）および補助記憶装置、プリンター、及びネットワーク等について維持管理し、管理台帳を作成して管理を行う。

(HP 管理者)

理事長・町内会長は参番街 HP の運営に付き、HP 管理者を指名する。HP 管理者は参番街 HP のプログラムを作成し、維持メンテナンスを行う。また参番街 HP の運営管理のほか、HP のアクセス権限の申請手続き、パスワードの設定・変更を行う。また、HP 作業に必要なパソコン、ネットワーク回線、プロバイダー、FTP サーバー、ドメイン、アクセスカウンター、メールフォーム、ユーザーID、パスワード、補助記憶装置等の管理を行う。その他、HP 管理の詳細は下記「4. ホームページの取扱いについて」に定める。

(セキュリティ)

管理組合のホストコンピューターは管理事務所据置のデスクトップ型パソコンとする。ノートパソコンは理事会・町内会運営等の便宜的使用に限定する。ノートパソコンの使用者は理事長・町内会長が許可したものに限定される。

(リムーバブルメモリ)

リムーバブルメモリの使用は奨励しない。理由は、①携行が安易であり、紛失の恐れがある、②ファイルが壊れる可能性がある、③他のデバイスの利用からウィルス感染のリスクがある。

但し、各議事録、その他資料のホストコンピューターへの電子データの格納の手段についてのみなど限定的な利用とする。リムーバブルメモリ利用が終了した場合、各使用者は PC 管理者に返却を行う。PC 管理者は各リムーバブルメモリの管理に付き、使用者、貸与期日、返却期日を管理する。

4. ホームページの取扱いについて

(HP 管理者の資格)

HP 管理者は理事長・町内会長からの委嘱により選任される。原則、管理組合理事から選任するのが望ましいが、適正・能力・経験等の必要性から他の居住者からの選任を妨げない。委嘱に際し、HP 管理者は、細則および本ガイドラインの遵守を確認する。また、HP 管理者には、HP 運用に要する費用に応じて、費用を支給し、報酬の支払を可能とする。

(HP 管理者のパソコン使用)

HP 管理者は運営上使用するパソコンは原則、管理組合・町内会保有のパソコンに限定するが、理事長・町内会長の承認を得て、個人使用のパソコンも可能とする。その際、当該パソコンのメーカー名、シリアルナンバー等を届け出る。

以上